



令和 3 年 8 月 2 5 日
「世界一安心安全・おもてなしのまち京都
市民ぐるみ推進運動」中京区推進協議会
〔事務局：京都市中京区役所地域力推進室 812-2426〕

防犯機能付き電話機の支給について

(高齢者世帯向け 先着 45 台)

中京区では、自治連合会や各種団体などが参画する「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」中京区推進協議会において、防犯の取組を推進しています。この度、その取組の一環として、近年、高齢者を中心に多発している特殊詐欺の被害を防止するため、警告メッセージや通話録音等の防犯機能を有する電話機の支給を下記のとおり実施します。

記

1 事業目的

特殊詐欺被害の多くは、自宅の固定電話の受電をきっかけとしていることから、防犯機能付き電話機を支給し、特殊詐欺被害の撲滅を目指します。

2 支給物品

着信時に相手方への警告メッセージ再生機能、通話内容自動録音機能、受話拒否機能などの特殊詐欺被害防止機能を有した電話機

3 対象者

中京区内に住所があり、実際にお住まいの 75 歳以上の方

- ・支給する電話機設置後の短縮ダイヤル等の設定作業は、御本人や御家族でお願いします。
- ・FAX機能はありません。

※その他要件があります。

4 支給手続

(1) 申請

申請書※1に必要事項を記入のうえ、必要書類※2を添付し、提出してください。

提出方法は、原則持参に限ります。

※1 中京区役所ホームページからも申請書のダウンロードが可能です。

URL <https://www.city.kyoto.lg.jp/nakagyo/page/0000287065.html>

※2 申請者の居住地が確認できる書類（健康保険証・運転免許証等の身分証明書）の写し

(2) 審査

申請書の内容を区役所において審査します。

審査には2～3週間いただきます。

(3) 支給

区役所の窓口にて手渡しもしくは配送にて支給いたします。

配送の場合は審査終了後一箇月程度の期間をいただきます。

(4) アンケート調査

設置後、概ね1箇月後に送付するアンケートに御回答いただきます。

5 募集期間

令和3年9月1日（水）から順次受付

6 支給予定数

45台（先着順）

7 問合せ・申請先

〒604-8588

京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521

中京区役所地域力推進室 まちづくり推進担当

電話：075-812-2426

防犯機能付き電話機を支給します

中京区では、自治連合会や各種団体等が参画する「世界一安心安全・おもてなしのまち京都市民ぐるみ推進運動」中京区推進協議会において、防犯の取組を推進しています。この度、その取組の一環として、近年、高齢者を中心に多発している特殊詐欺の被害を防止するため、警告メッセージや通話録音等の防犯機能を有する電話機を支給します。

防犯機能付き電話機って？

- ① 着信時警告メッセージ再生
- ② 通話内容自動録音
- ③ 受話拒否設定

以上の三つ機能をもった電話機を支給（無償）します。

※ FAX機能はありません。

「この通話は全て録音されます。」



支給対象

- 中京区内に住所を有し、現に居住していること。
- 申請時において**75歳以上**の者であること。
- 現在使用している電話機の電話線コードがモジュージャックに対応していること。
- 自らの責で防犯機能付き電話機の設定作業、修理対応ができること。

支給手続

申請

裏面の申請書*¹に必要事項を記入のうえ必要書類*²を添付し、下記の申請先まで提出してください。（提出方法は、原則持参に限ります。）

※ 1 中京区役所ホームページからも申請書のダウンロードが可能です。

URL <https://www.city.kyoto.lg.jp/nakagyo/page/0000287065.html>

※ 2 申請者の居住地が確認できる書類（健康保険証・運転免許証等の身分証明書）の写し

審査

申請書の内容を区役所において審査します。

審査には2～3週間いただきます。

支給

区役所の窓口にて手渡しもしくは郵送にて支給いたします。

（配送の場合は審査終了後から一箇月程度の期間をいただきます。）

受け取られたら必ず区役所指定様式の受領書を提出してください。

設置後、概ね1箇月後に送付するアンケートに御回答いただきます。

募集期間

令和3年9月1日（水）から順次受付（先着45名）

お問い合わせ・申請先

〒604-8588

京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521

中京区役所地域力推進室 まちづくり推進担当 三村・桐野

電話：075-812-2426



第1号様式（第4条関係）

中京区防犯機能付き電話機支給申請書

年 月 日

（宛先）中京区長

中京区防犯機能付き電話機支給事業実施要綱第4条に基づき、防犯機能付き電話機の支給を申請します。

ふりがな	
氏名	
生年月日	年 月 日生（満 歳）
住所	〒 ー 京都市中京区 ※ アパート・マンション名、部屋番号を漏れなく御記入ください。
世帯主の氏名	
電話番号	固定電話： ー ー 携帯電話： ー ー ※ 固定電話は防犯機能付き電話機を設置する電話番号を御記入ください。
緊急連絡先	氏名： (続柄：) 電話番号： ー ー ※ 使用者と連絡が取れない場合に備え、可能な限り御記入をお願いします。
世帯構成	<input type="checkbox"/> 単身世帯 <input type="checkbox"/> 75歳以上の者のみで構成される世帯 <input type="checkbox"/> 75歳未満の者も含めて構成される世帯
添付書類 確認事項	<input type="checkbox"/> 本人及び防犯機能付き電話機を設置する所在地等が確認できる書類（運転免許証などの身分証明書）の写し <input type="checkbox"/> 同要綱の各条項を全て承諾し、申請します。

※ 申請内容に虚偽があることが判明した場合、支給の決定を取り消す場合があります。